

イ 保護司の活動環境の整備

(7) 保護観察対象者との面接場所の確保支援

保護司は、保護観察^(注)の手法である指導監督（行状を把握し、遵守事項や生活行動指針を守るよう必要な指示や措置を採ること。）を行うに当たって、更生保護法第 57 条第 1 項において、「面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること」とされている。そして、面接に当たっては、保護司において、自宅又は自宅以外の場所の確保が必要となる。

(注) 保護観察を担当したときは、保護司法等に基づき、担当事件 1 件につき 1 か月 7,660 円以内の費用（特別（対象者等との接触回数が 3 回以上等）：7,660 円、一般（特別以外）：4,460 円）が保護司実費弁償金として支給される。

また、保護観察所長は、処遇規則第 43 条第 4 項において、「保護司を指名したときは、指導監督及び補導援護を行うことに関し、保護司に過重な負担とならないよう、保護司に対して十分に指導及び助言を行う」こととされている。

i 法務省における面接場所の確保に関する取組

（更生保護サポートセンター）

法務省は、保護司や保護司会の活動を支援するため、平成 20 年度以降、保護司会が組織的に処遇活動や犯罪予防活動を行うための地域における活動拠点となる更生保護サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の保護司会による設置を推進している。サポートセンターの設置に当たり、その設置場所について、法務省は、「更生保護サポートセンターを活用した更生保護活動の促進について（通達）」（平成 23 年 3 月 25 日付け法務省保更第 108 号法務省保護局長通達。以下「平成 23 年のサポートセンター通達」という。）において、「地域における関係機関・団体及び地域住民との連携の促進に資する場所」であって、「原則として、公的な建物等に常時専有できる事務室を確保」することとしている。

平成 24 年提言では、「保護司の処遇活動は、保護観察対象者との面接等を主に自宅で行うことで成り立っているが、薬物やアルコール依存、精神疾患や発達障害など、複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケース（場面）が増加している。また、保護司候補者の中には、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加しており、これが保護司確保を困難にしている大きな要因のひとつになっている」ことから、保護司が自宅以外に面接できる環境を整備するため、サポートセンターの拡充や、公民館等の身近な場所を借用できるようにすることが必要であるとされている。また、再犯防止推進計画でも、保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、サポートセンターの設置を着実に推進することとされている。

以上を踏まえ、法務省は、サポートセンターの設置を更に進めていくため、「保護司活動に対する御理解・御協力について（依頼）」（平成 26 年 6 月 30 日付け総行政第 107 号・

法務省保更第 72 号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知。以下「平成 26 年の依頼通知」という。)において総務省との連名で、都道府県知事及び市区町村長に対し、保護司会がサポートセンターを設置する際に、地方公共団体が所管する施設・設備の貸与等の便宜が図られるよう依頼している。

サポートセンターの機能については、平成 23 年のサポートセンター通達において、以下のとおり、保護観察、生活環境調整等の処遇活動に対する支援（面接場所の提供等）、地域の関係機関・団体との連携の推進などが挙げられている。

なお、「更生保護サポートセンター運営の手引（平成 30 年 3 月版）」によると、サポートセンターがこれらの全ての機能を有する必要があるわけではなく、保護司会のニーズに合ったサポートセンターを設置することが重要であるとしている。

〔サポートセンターの概要〕

区分	内容
趣旨	サポートセンターは、公的な建物等に専有の場所を確保し、企画調整保護司 ^(注2) を配置して、保護司会が組織的に保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として、また地域における更生保護の拠点として機能させることにより、保護司会の任務を一層推進し、更生保護活動の充実強化を図ることを目的として設置するものである。
機能	サポートセンターの機能は、次のとおり。なお、サポートセンターの設置に当たっては、当該全ての機能を有する必要はなく、保護司会のニーズにあったものとする。 ① 保護観察、生活環境調整等の処遇活動に対する支援 ・ 面接場所の提供 ・ 新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応 等 ② 地域の関係機関・団体との連携の推進 ③ 地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進 ④ 更生保護関係団体との連携の推進 ⑤ 地域への更生保護活動に関する情報提供 ⑥ 保護司会の運営 ⑦ その他更生保護に関する活動の実施
設置場所等	サポートセンターは、地方公共団体の協力を得るなどして、地域における関係機関・団体及び地域住民との連携の促進に資する場所に設置する。 また、サポートセンターは、原則として、公的な建物等に常時専有できる事務室を確保し、保護観察対象者等との面接室及び会議室等を備えるものとする。

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 企画調整保護司は、経験等を勘案して、新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から保護観察所の長により指名され、サポートセンターに駐在している保護司。保護観察所の長より、事務の従事日数に応じた特殊事務処理費（日額 4,900 円）を支給される。

サポートセンターの運営に係る経費について、保護観察所の長は、保護司実費弁償金支給規則（昭和 29 年法務省令第 47 号）等に基づき、保護司会に対して、サポートセンターを運営するための光熱水料や維持管理費、事務所借料等の事務所附帯経費等を対象とする更生保護サポートセンター運営経費を保護司実費弁償金として支給している。

〔更生保護サポートセンター運営経費の概要〕

〔支給対象項目〕

- ①事務所光熱水料等
- ②事務所維持管理費
- ③執務用品費
- ④通信運搬費（電話料に限る。）
- ⑤雑役務費
- ⑥事務所借料

※以下の項目のサポートセンター分については、
保護司会運営経費から支給

- ①資料作成費
- ②消耗品費
- ③通信運搬費（郵送料に限る。）

〔年間支給限度額〕

- ・ 一サポートセンター^(注2) 当たり 30 万円（事務所借料分を除く。）
- ・ サポートセンターの運営に著しい支障が生じる場合に限り、上記の支給限度額 30 万円に加え、30 万円を上限に、保護司会の運営に支障の生じない範囲において保護司会活動費^(注3) から支給することができる。

- (注) 1 「保護司実費弁償金支給規則の運用について」(平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 141 号大臣官房会計課長・保護局長通達。以下「実費弁償金運用通達」という。) 及び「保護司実費弁償金支給規則の運用細則について(通知)」(平成 27 年 4 月 9 日付け法務省保総第 142 号法務省保護局総務課長通知) に基づき、本省が作成した。
- 2 年間支給限度額については、一サポートセンター当たりとされているが、実際の運用では、一保護司会が複数のサポートセンターを設置している場合は、当該保護司会における限度額とされている。
- 3 保護司会活動費は、保護司会が、保護司組織活動を実施したときに支給されるものである。内訳には、更生保護サポートセンター運営経費のほか、保護司会運営経費(保護司会運営費、保護司名簿・保護司会機関誌作成費等)、保護司会が主体となって実施した会議・研修及び地域活動(犯罪予防活動)における行事の実施経費、保護司活動インターンシップ実施経費がある。

サポートセンターの設置を推進するに当たって、法務省は、サポートセンターの設置に向けた課題(設置の必要性、設置場所の難航、事務局業務の負担増、企画調整保護司の配置)について事例を取りまとめた「更生保護サポートセンターの設置に向けた事例集」(平成 30 年 10 月法務省保護局)を作成し、保護観察所を通じてサポートセンターを未設置の保護司会に配布している。

(最近の動向)

法務省は、サポートセンターの活用に関して、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、「国は、経験年数の少ない保護司に対する組織的な支援を更に促進するため、更生保護サポートセンターを拡充すること。また、保護司会は更生保護サポートセンターを積極的に活用し、その機能の 1 つである経験年数の少ない保護司に対する相談支援等に努めること」などとしている。

また、法務省は、「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に対する一層の御理解・御協力について(依頼)」(令和元年 5 月 8 日付け総行政第 4 号・法務省保更第 1 号総務省地域力創造審議官・法務省保護局長通知。以下「令和元年の依頼通知」という。)において総務省との連名で、都道府県知事及び市区町村長に対し、保護司会がサポートセンターを設置する際に、地方公共団体が所管する施設・設備の貸与等の便宜が図られるよう依頼している。

法務省によると、令和元年度末までに、全国の 886 保護司会全てがサポートセンターを設置することを目指して推進していたところ、同年度末現在において、全ての保護司会がサポートセンターを設置したとしている。

(自宅以外の面接場所の確保の必要)

平成 24 年提言においては、「薬物やアルコール依存、精神疾患や発達障害など、複雑・多様な問題を抱えた保護観察対象者等を自宅に招き入れることについて家族の理解が得られないケース（場合）が増加している」とされている。これに関し、保護観察対象者（仮釈放者及び保護観察付執行猶予者）の類型の認定状況をみると、表 3-(1)-イ-(ア)-①のとおり、「覚醒剤事犯」については、平成 20 年では 14.4%、30 年では 25.5%となっておりいずれも高い割合を占めている。また、「精神障害等」については、平成 20 年では 6.0%、30 年では 14.9%となっており増加傾向にある。

表 3-(1)-イ-(ア)-① 保護観察対象者の類型認定状況〔再掲〕

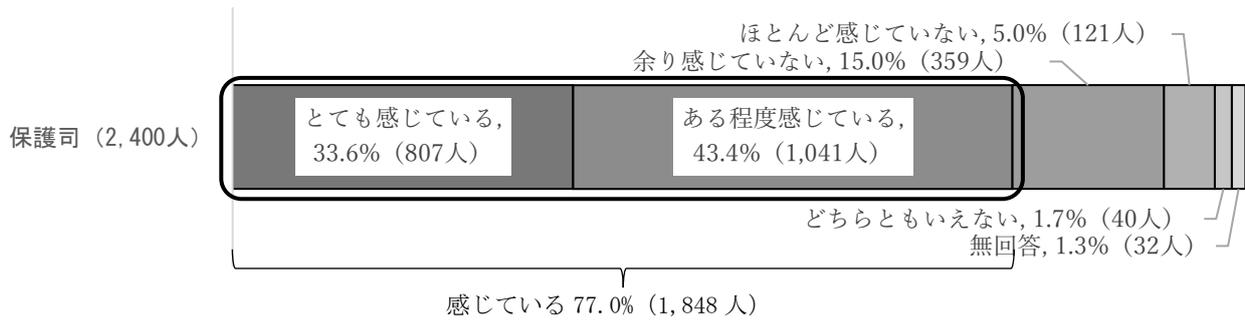
(単位：人、%)

区分	平成 20 年			30 年		
	合計	仮釈放者	保護観察付執行猶予者	合計	仮釈放者	保護観察付執行猶予者
総数	19,593 (100)	6,489 (100)	13,104 (100)	14,638 (100)	4,731 (100)	9,907 (100)
覚醒剤事犯	2,826 (14.4)	1,490 (23.0)	1,336 (10.2)	3,734 (25.5)	1,526 (32.3)	2,208 (22.3)
精神障害等	1,179 (6.0)	171 (2.6)	1,008 (7.7)	2,179 (14.9)	561 (11.9)	1,618 (16.3)

- (注) 1 犯罪白書に基づき、当省が作成した。
 2 各年 12 月 31 日現在の類型認定状況である。
 3 平成 30 年の「保護観察付執行猶予者」については、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の合計である。
 4 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 5 () 内は、各年 12 月 31 日現在、保護観察中の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の各「総数」(類型が認定されていない者を含む。)に占める各類型に認定された者の割合である。

アンケート調査の結果によると、薬物事犯など対応が難しい保護観察対象者を担当することについて、図 3-(1)-イ-(ア)-①のとおり、自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を行うことがある保護司(図 3-(1)-イ-(ア)-⑥参照)の約 8 割が不安や負担に「感じている」と回答している。

図 3-(1)-イ-(7)-① 薬物事犯など対応が難しい保護観察対象者を担当することに対する不安や負担（自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を行うことがある保護司）



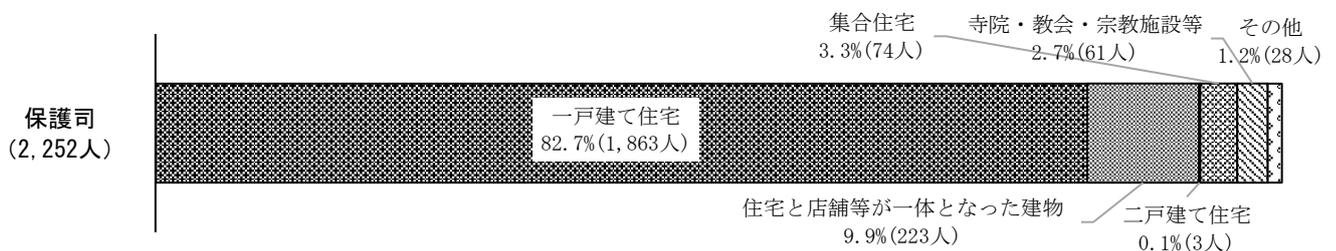
- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査の対象は、自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を行うことがある保護司 2,400 人である。

平成 24 年提言においては、「保護司候補者の中には、マンションなど居宅の構造上自宅での面接が困難な者が増加しており、これが保護司確保を困難にしている大きな要因のひとつになっている」とされている。

これに関し、法務総合研究所による平成 17 年の「研究部報告 26—保護司の活動実態と意識に関する調査」^(注)によると、保護司の居住形態については、図 3-(1)-イ-(7)-②のとおり、一戸建て住宅が 82.7%で、マンション・アパートなどの集合住宅が 3.3%となっている。また、集合住宅に住む保護司は少ないものの、図 3-(1)-イ-(7)-③のとおり、自宅に適切な面接場所がないことについて「そう思う」と回答した比率でみると、一戸建て住宅に住む保護司が 5.5%であるのに対し、集合住宅に住む保護司は 16.4%と高くなっている。

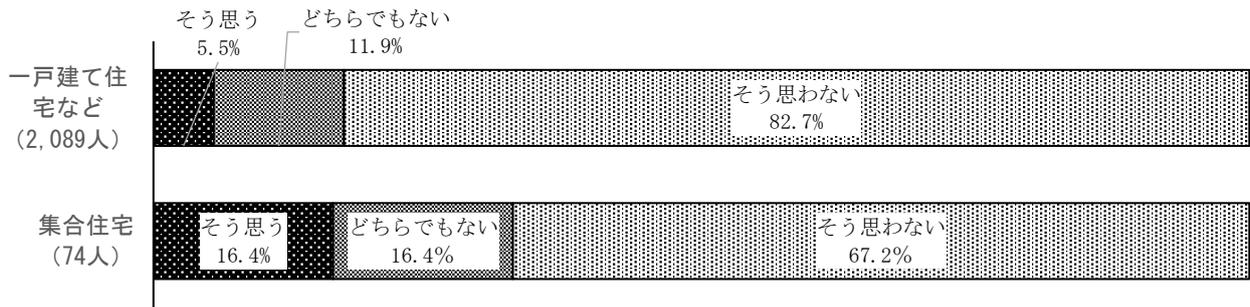
(注) 法務総合研究所が平成 16 年 4 月下旬から同年 5 月 10 日までの間に全国の保護司 3,000 人を対象に実施した書面調査であり、回答者 2,260 人（回答率 75.3%）。なお、この調査以降には保護司の居住形態等に関する調査は行われていない。

図 3-(1)-イ-(7)-② 保護司の住居形態



- (注) 1 「研究部報告 26—保護司の活動実態と意識に関する調査」（平成 17 年法務総合研究所）に基づき、当省が作成した。
 2 無回答を除く。
 3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図 3-(1)-イ-(7)-③ 自宅（保護司宅）に適切な面接場所がない（住居形態別）



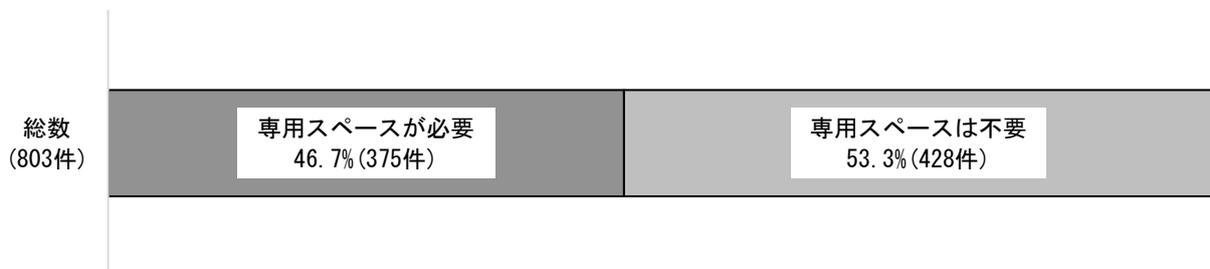
(注) 1 「研究部報告 26－保護司の活動実態と意識に関する調査」に基づき、当省が作成した。

2 「一戸建て住宅など」は、独立性の高い建物（「一戸建て住宅」、「住宅と店舗等が一体となった建物」及び「二戸建て住宅」）に住んでいる保護司（図 3-(1)-イ-(7)-②参照）である。

また、全国保護司連盟による平成 17 年の「保護司制度に関するアンケート結果報告書」^(注)によると、保護司宅以外に保護司が面接できる専用スペースについて、図 3-(1)-イ-(7)-④のとおり、約半数の保護司会長が「必要」と回答している。その理由については、図 3-(1)-イ-(7)-⑤のとおり、最も多かったのが「対象者のプライバシーが確保できる」であり、次いで「家族の負担がなくなる」となっていた。

(注) 全国保護司連盟が全国の 906 保護区（当時）の保護司会長を対象に実施した書面調査であり、回答者 818 人（回答率 90.3%）。

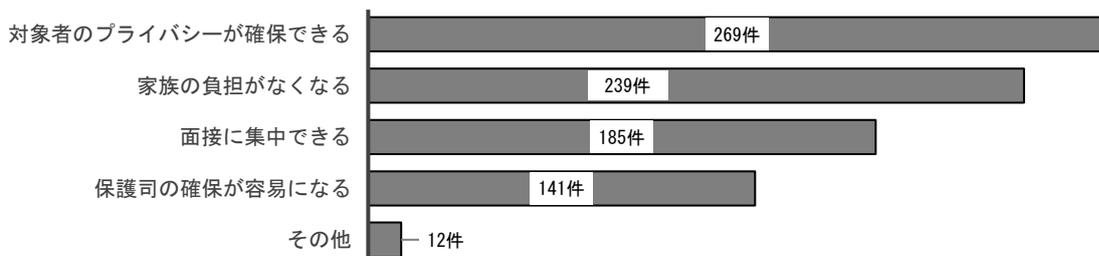
図 3-(1)-イ-(7)-④ 保護司宅以外に保護司が面接のできる専用スペースの必要性



(注) 1 「保護司制度に関するアンケート結果報告書」（平成 17 年全国保護司連盟）に基づき、当省が作成した。

2 一部複数回答があり、それぞれ 1 件として計上している。

図 3-(1)-イ-(7)-⑤ 保護司宅以外に保護司が面接できる専用スペースを必要と思う理由



(注) 1 「保護司制度に関するアンケート結果報告書」に基づき、当省が作成した。

2 複数回答である。

(保護観察所の支援)

サポートセンターに対する保護観察所等の支援について、法務省は、「更生保護サポートセンターの設置・運営に係る留意点について(通知)」(平成24年4月6日付け法務省保更第37号法務省保護局更生保護振興課長通知)において、保護観察所の長等は、サポートセンターを設置する保護司会等に対し、保護司会同士の情報交換、視察等の相互交流の促進等に配慮することとしている。

調査対象とした17保護観察所におけるサポートセンターに関する保護司会への支援の状況を調査したところ、サポートセンターの運営についての情報交換等を行う会議を開催している例や、保護司会と共に市町村にサポートセンターの設置に関する協力の働き掛けを行っている例などがみられた。

なお、情報交換等を行う会議の中では、面接場所の確保が課題となっていることが保護司会から報告されている例がみられた。

〔調査対象保護観察所におけるサポートセンターに関する保護司会への支援の例〕

分類	内容
保護司会間での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 毎年2月に管内全保護司会から構成されるサポートセンター運営協議会を開催し、サポートセンターを設置している保護司会による意見の発表等を行い、設置していない保護司会に対して設置に当たっての課題を共有している。(札幌保護観察所) サポートセンターを設置している保護司会の会長を集めてサポートセンター連絡協議会を開催しており、サポートセンターの運営等について情報交換等を行っている。(名古屋保護観察所) 保護司代表者等協議会とは別途、管内の各保護司会長及び企画調整保護司間でサポートセンターの運営に係る取組や課題について情報共有を行うサポートセンター運営協議会を開催している。(那覇保護観察所) サポートセンター運営協議会の場において、i) 保護区が複数の市にまたがっていることから、面接での利用者は限られるため面接場所としての利用が減ってきている、ii) サポートセンターが狭く保護観察対象者との面接ではその都度別会場を借りているなどの課題が共有されている。具体的には、支所などを設けるとこれらの課題を解消できるが、支所維持費等の問題が残るといったことが議論されている。(和歌山保護観察所)
地方公共団体への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> サポートセンターの設置に関し、個別の保護司会からの要請や関係市町の対応状況を見ながら必要に応じて保護司会と共に市町村に協力の働き掛けをしている。(広島保護観察所) サポートセンターを設置していない保護司会の役員が地方公共団体に公的施設の貸与要請に赴く際などに保護観察所の幹部職員が同行している。(仙台保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

ii 保護司による自宅以外の面接場所の確保

保護司が保護観察対象者との面接を行う場所について、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(7)-⑥のとおり、

- ・面接を最も多く行う場所については、約 7 割 (2,483 人) の保護司は「自宅」と回答しているが、約 2 割 (601 人) の保護司は、自宅以外（保護観察対象者の自宅、サポートセンター、公的施設など）を回答しており、
- ・「自宅」を最も多く行う場所としている保護司のうち約 7 割 (1,799 人) は、自宅以外の場所でも面接を行うことがある

としており、約 7 割の保護司 (2,400 人) は、自宅以外の場所で面接を行うことがあるとしている。

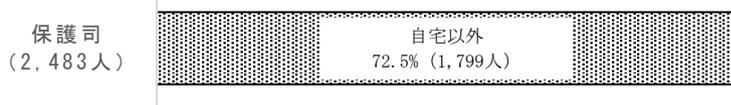
なお、面接を最も多く行う場所について、保護司の経験年数別にみると、図 3-(1)-イ-(7)-⑦のとおり、経験年数が少ない保護司ほど自宅以外の場所で面接を行う割合が高くなっている。

図 3-(1)-イ-(7)-⑥ 保護観察対象者との面接を行う場所

〔最も多く行う場所〕



〔自宅で最も多く行っている保護司のうち、自宅以外でも行っている保護司〕



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査の対象は、保護観察事件を 1 件以上担当したことがある保護司 3,384 人である。
 3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

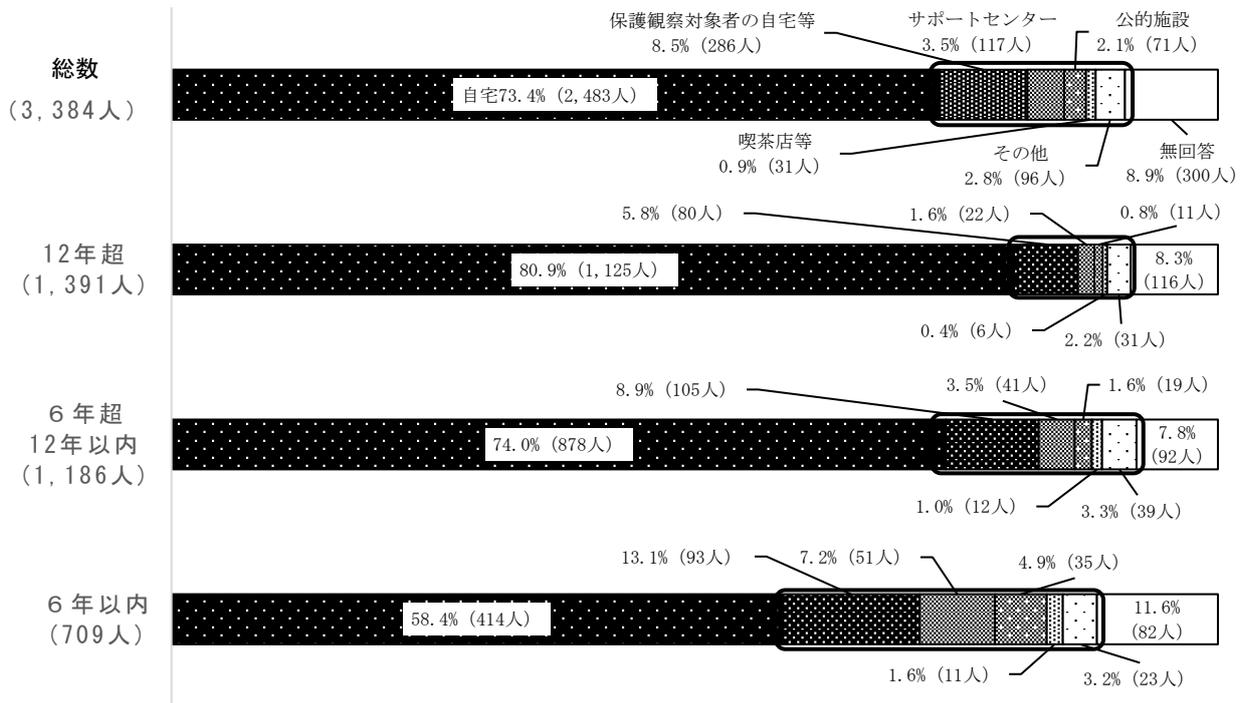
表 3-(1)-イ-(7)-② 保護観察対象者との面接を行う場所

(単位：人、%)

区分	合計	自宅で最も多く行っている	自宅以外でも行っている	自宅以外で最も多く行っている	無回答
保護司	3,384 (100)	2,483 (73.4)	1,799 (72.5)	601 (17.8)	300 (8.9)
		2,400 (70.9)			

- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査の対象は、保護観察事件を 1 件以上担当したことがある保護司 3,384 人である。
 3 () 内は「合計」に占める割合である。ただし、「自宅以外でも行っている」の割合は、「自宅で最も多く行っている」保護司 2,483 人に対する割合である。
 4 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図 3-(1)-イ-(ア)-⑦ 保護観察対象者との面接場所（最も多く行う場所）（経験年数別）



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査の対象は、保護観察事件を1件以上担当したことがある保護司3,384人である。
 3 「保護観察対象者の自宅等」は、保護観察対象者の自宅、勤務先又は学校である。「公的施設」は、都道府県庁、市町村役場の庁舎、公民館又はコミュニティーセンターなどである。「喫茶店等」は、喫茶店や飲食店等又は公園等の野外である。「その他」は、保護司の勤務先又は更生保護施設などである。
 4 経験年数別については、経験年数が不明の保護司98人を除いている。
 5 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を行うことがある保護司における自宅以外の面接場所を確保することについて、アンケート調査の結果によると、図 3-(1)-イ-(ア)-⑧のとおり、約3割の保護司が不安や負担を「感じている」と回答している。

図 3-(1)-イ-(ア)-⑧ 自宅以外の場所で面接を行うことがある保護司における自宅以外の面接場所の確保に対する不安や負担



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査対象は、自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を行うことがある保護司2,400人である。
 3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

実地調査において、自宅以外の面接場所を確保することに不安や負担を感じているとしている保護司 22 人からは、自宅以外の場所で面接を行う理由について、「少年の保護観察対象者を担当したとき、自分の孫と間違えられるのではないかと近隣住民の目が気になったため、ファミリーレストラン等で面接していた」などの経験を語る保護司がみられており、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感を挙げる者が少なくない。

また、不安や負担の具体的な内容について、保護観察対象者の事情に応じ、「公民館の一室の借用又はファーストフード店の利用等により対応しなければならず、公民館の借用申請事務やファーストフード店利用時の経費負担が生じる」など、面接場所の利用時の申請手続や経費の発生に負担を感じているとする意見が聴かれており、面接場所の確保が重荷になっていることがうかがわれる。

〔自宅以外の場所で面接を行う理由（主なもの）〕

- ・ 各種疾患を抱えていた保護観察対象者を担当した際は、同居の家族の理解を得られず、近所のコンビニの駐車場や公園のベンチで面接を行った。（5年目）
- ・ 薬物事犯や暴力団関係の保護観察対象者の場合、自宅で面接することを家族が嫌がる。（32年目）
- ・ 少年の保護観察対象者を担当したとき、自分の孫と間違えられるのではないかと近隣住民の目が気になったため、当時はファミリーレストラン等で面接していた。（8年目）
- ・ 地域性もあり、保護観察対象者が面接の際に私の家に入出入りしているところを近隣住民に目撃されると、保護観察対象者が元犯罪者であることが判明してしまうおそれがある。（6年目）
- ・ 保護観察対象者から「保護司宅での面接は保護司の家族に迷惑をかけてしまうため避けてほしい」と言われることがある。（4年目）
- ・ 女性で一人暮らしをしており、男性の保護観察対象者と面接をする際は、自宅に入れることに抵抗があるため、車中など、自宅以外の場所で面接を行っている。（2年目）

（注）1 保護司への実地調査の結果による。

2 各理由の文末の（ ）は、保護司の経験年数である。

〔自宅以外の面接場所を確保することに対して感じている不安や負担の具体的な内容（主なもの）〕

- ・ 自宅近くの市町村有施設の会議室を面接場所として利用することもあるが、事前の電話による空き状況の確認及び訪問しての利用申請書の提出が負担であり、利用時間も平日 17 時までと短い。このため、保護観察対象者との面接会場の確保や事前の手続が負担になっている。（5年目）
- ・ 少年の保護観察対象者を担当したとき、自分の孫と間違えられるのではないかと近隣住民の目が気になったため、ファミリーレストラン等で面接していたが、無料で使用できるところがないため、面接場所の確保に毎回困っていた。（8年目）〔一部再掲〕
- ・ 保護観察対象者の中には、保護司宅を来訪したくない、面接しているところを他人に見られたくない、運転免許を持っておらず交通手段がなく来訪できない等の事情があり、それぞれの事情に応じて対応しなければならないため、対応に苦慮している。自宅以外の場所で面接する必要がある場合、公民館の一室の借用又はファーストフード店の利用等により対応しなければならず、公民館の借用申請事務やファーストフード店利用時の経費負担が生じる。（5年目）
- ・ 対象者が自宅に来訪できない又は来訪したくない場合には、対象者宅へ往訪して面接するが、往

訪も難しい場合は、喫茶店を利用しなければならず、経費面でも負担が発生する。(24年目)

- ・ 夜間に自宅のマンションで対象者と面接することは、近所への気遣いから困難であると考えため、自身が経営している会社で面接を行っている。また、対象者の仕事の都合から、面接は日曜日に行っているが、結果、日曜日に会社で面接を行うこととなり、負担だと感じている。(5年目)
- ・ 対象者との面接を第三者に見られないことがない場所を確保するため、普段は、家族がいない時間帯に自宅で面接を行っているが、家族との時間の調整ができない場合は、車中などで面接を行っている。自宅付近には、第三者に見られないような面接に適した施設はないため、自宅以外で面接を行わなければいけない場合に、面接場所の確保に苦慮している。(4年目)

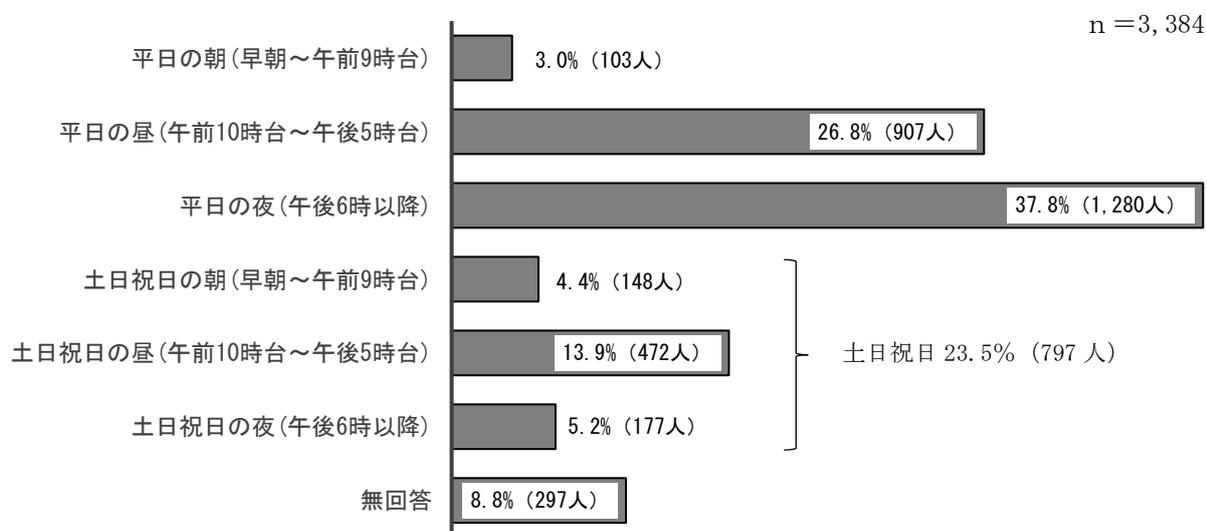
(注) 1 保護司への実地調査の結果による。

2 各内容の文末の()は、保護司の経験年数である。

(保護観察対象者との面接を行う時間帯)

保護司が保護観察対象者との面接を行う時間帯について、アンケート調査の結果によると、図3-(1)-イ-(7)-⑨のとおり、最も多く行う時間帯として、約4割の保護司は「平日の夜(午後6時以降)」と回答している。次いで、約3割弱の保護司は「平日の昼(午前10時台～午後5時台)」と回答しているが、約2割の保護司は「土日祝日」のいずれかの時間帯で行っていると回答している。

図3-(1)-イ-(7)-⑨ 保護観察対象者との面接を最も多く行う時間帯



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

2 調査対象は、保護観察事件を1件以上担当したことがあると回答した保護司(3,384人)である。

3 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

iii 面接場所としてのサポートセンターの利用状況

アンケート調査の結果によると、保護観察対象者との面接場所としてのサポートセンターの利用については、図3-(1)-イ-(7)-⑩のとおり、約7割(1,513人)の保護司が「利用していない」と回答し、「利用している」と回答している保護司は2割余りにとどまり低調となっている。

図 3-(1)-イ-(7)-⑩ 保護観察対象者との面接でのサポートセンターの利用状況



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

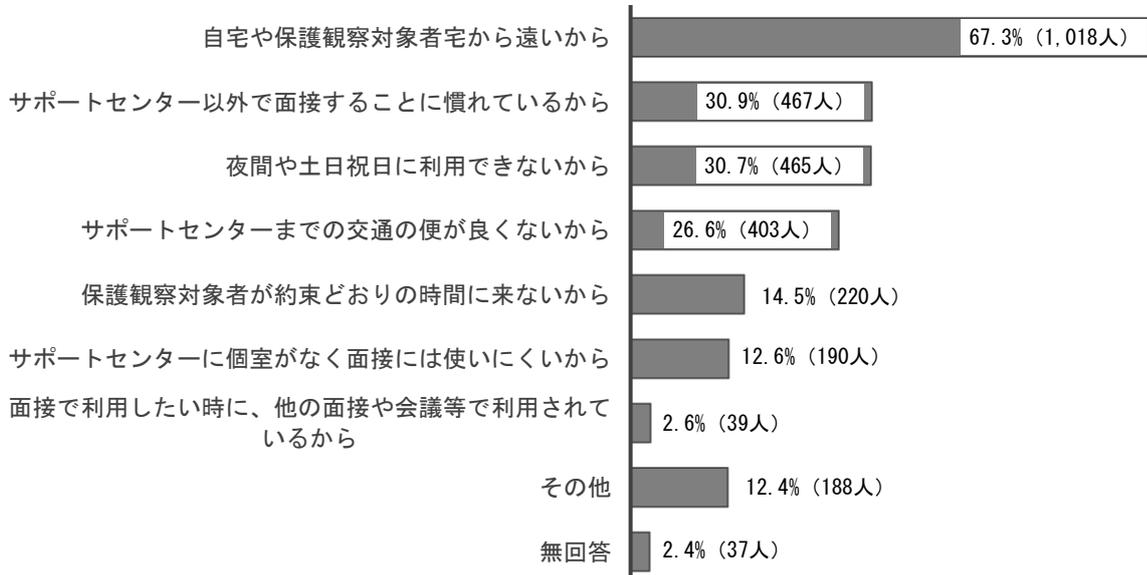
2 調査対象は、所属している保護区にサポートセンターが設置されていて、設置以降に保護観察事件を担当した保護司 2,082 人である。

3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

面接にサポートセンターを利用していない理由については、図 3-(1)-イ-(7)-⑩のとおり、「自宅や保護観察対象者宅から遠いから」(67.3%) や「サポートセンターまでの交通の便が良くないから」(26.6%) といった設置場所のほか、「夜間や土日祝日に利用できないから」(30.7%) といった開所時間に関して回答した保護司の割合が比較的高い。

なお、「サポートセンター以外で面接することに慣れているから」との回答も約 3 割みられた。

図 3-(1)-イ-(7)-⑪ 保護観察対象者との面接にサポートセンターを利用していない理由



(注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。

2 調査対象は、図 3-(1)-イ-(7)-⑩のうち「利用していない」と回答した保護司 1,513 人である。

3 複数回答である。

実地調査において、面接にサポートセンターを利用していないとしている保護司 78 人から、その具体的な理由を聴取したところ、「相当距離が離れている。また、駐車場もない」、「保護観察対象者は自動車を持っていないことが多いので、面接場所が対象者宅か

ら近いことが非常に重要であるが、住んでいる地域がサポートセンターからかなり遠い」、「平日は16時まで働いており、保護観察対象者等との面接は、18時以降が多いため、最寄りのサポートセンターが開所している時間帯（10時から16時まで）での利用は難しい」などが挙げられた。

〔保護観察対象者との面接にサポートセンターを利用していない保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 現在のサポートセンターは地区内の東寄りの位置にあるが、自分の住所は逆に西寄りの位置にあるため相当距離が離れている。また、駐車場もない。サポートセンターの場所を移すか、せめて駐車場が欲しい。
- ・ 保護観察対象者は自動車を持っていないことが多いので、面接場所が対象者宅から近いことが非常に重要であるが、住んでいる地域がサポートセンターからかなり遠いため面接で利用しにくい。
- ・ 保護観察対象者は自宅から面接の場所まで離れていると来なくなる傾向があるため、対象者宅からサポートセンターが離れていると利用が難しいと思う。
- ・ 私は、平日は16時まで働いており、保護観察対象者等との面接は、18時以降が多いため、最寄りのサポートセンターが開所している時間帯（10時から16時まで）での利用は難しい。
- ・ 保護観察対象者と面接するのは平日の夜間が多いこと、対象者は刑務所や少年院出所者であることを隠したり、サポートセンターのようなオープンな雰囲気での面接を嫌うことから、サポートセンターでの面接は難しいと考えている。

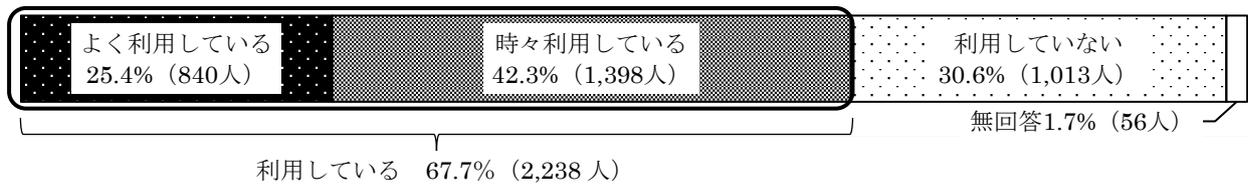
（注）保護司への実地調査の結果による。

以上のような状況がみられたものの、法務省本省や保護観察所においては、保護司や保護観察対象者の就労等の状況に応じた面接の実態の把握・分析を行っていなかった。また、サポートセンターについて、面接での利用実績を把握していたものの、自宅での面接が困難な保護司における面接場所としての利用の実態を把握・分析するなどの支援はみられなかった。

なお、サポートセンターは、保護観察対象者との面接場所としての機能のほか、地域の関係機関・団体との連携や、地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進を行うなどの機能を有しているところ、アンケート調査の結果によると図 3-(1)-イ-(ア)-⑫のとおり、7割弱の保護司が、面接以外の目的でサポートセンターを利用していると回答している。その利用目的をみると、図 3-(1)-イ-(ア)-⑬のとおり、「会議」（76.4%）のほか、「研修」（54.6%）、「保護司会運営に関連した事務作業」（51.0%）、「他の保護司との情報交換」（51.0%）などで利用している保護司が多かった。

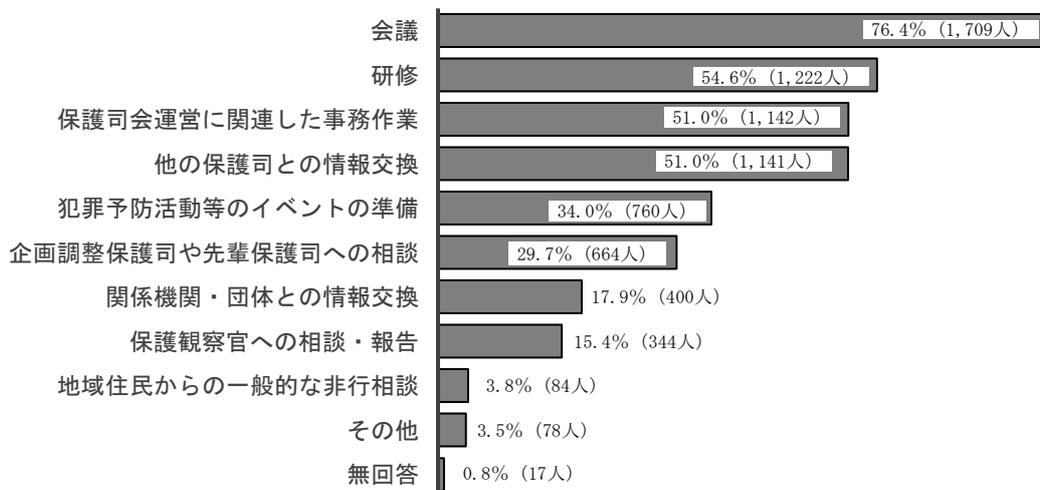
図 3-(1)-イ-(7)-⑫ 面接以外の保護司活動に関連した目的でのサポートセンターの利用状況

n = 3, 307



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査対象は、所属している保護区にサポートセンターが設置されている保護司 3,307 人である。

図 3-(1)-イ-(7)-⑬ 保護観察対象者との面接以外でのサポートセンターの利用目的



- (注) 1 保護司へのアンケート調査の結果による。
 2 調査対象は、図 3-(1)-イ-(7)-⑫において、「よく利用している」又は「時々利用している」と回答した保護司 2,238 人である。
 3 複数回答である。

iv サポートセンターの設置場所・開所時間

(サポートセンターの設置場所)

調査対象とした 68 保護司会におけるサポートセンターの設置状況を調査したところ、表 3-(1)-イ-(7)-③のとおり、平成 31 年 1 月 1 日時点で設置しているのは 48 保護司会（以下、サポートセンターを設置している保護司会を「設置保護司会」という。）、設置していないのは 20 保護司会（以下、サポートセンターを設置していない保護司会を「未設置保護司会」という。）^(注)であった。保護司会ごとに設置されているサポートセンターは、ほとんどは 1 保護司会につき 1 か所であるが、2 か所に設置している例が 1 保護司会でみられた。

(注) 未設置保護司会はいずれも、令和元年度末までにサポートセンターを設置している。

表 3-(1)-イ-(7)-③ 調査対象保護司会におけるサポートセンターの設置状況

(単位：保護司会)

区分	設置している		設置していない
	1 か所	2 か所	
保護司会	48	1	20

(注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。

2 「2 か所」欄の1保護司会におけるサポートセンターについては、2か所のうち1か所は分室とされている。

48 設置保護司会におけるサポートセンターの設置場所をみると、表 3-(1)-イ-(7)-④のとおり、41 保護司会（8 割超）は市町村や社会福祉協議会等の公的機関の施設内に設置しており、7 保護司会（約 1 割）は民間ビル等内に設置している。

表 3-(1)-イ-(7)-④ 48 設置保護司会におけるサポートセンターの設置場所

(単位：保護司会、%)

設置場所	保護司会
公的機関の施設内	41 (85.4)
市町村の施設内	37 (77.1)
社会福祉協議会、市町村会の施設内	4 (8.3)
民間ビル等内	7 (14.6)

(注) 1 保護司会への実地調査の結果による。

2 サポートセンターを2か所に設置している1保護司会について、ここでは「市町村の施設内」に含めている。

3 「民間ビル等内」には、漁業協同組合、宗教法人、NPO法人、私人（前保護司会長）宅を含む。

上記のとおり、多くのサポートセンターは公的機関の施設内に設置されている一方、保護司会からは、市町村に対し設置場所の提供を要請したものの、「空きスペースがない」、「他の団体との公平性の観点から保護司会のみにも場所を提供することはできない」などの事情により断られたため、やむを得ず民間ビル等に設置した経緯が述べられた。

なお、市町村から設置場所の提供を断られたものの、何度も交渉することで、市町村の施設内に設置することができた例もみられた。

〔市町村等の公的機関の施設内以外にサポートセンターを設置した経緯（主なもの）〕

- ・ 市町村に設置場所の提供を要請したものの、当該市町村が所有する施設に空きスペースがないとして提供を得られなかったため、やむなく民間物件を賃借した。
- ・ 保護観察所支部が旧庁舎から新庁舎へ移転したこともあり新庁舎内に設置できないか要請したものの不可とされ、また、市町村にも要請したものの、空きスペースが無いとして不可とされた。そのため、NPO法人の建物内に設置した。
- ・ 市町村に設置場所の提供を要請したものの、他の団体との公平性の観点から保護司会のみにも場所を提供することはできないと断られ、民間ビル内に設置した。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

〔市町村と何度も交渉することで、市町村の施設内に設置することができた例〕

サポートセンターの設置に当たり、当初、市町村に設置場所の提供を要請したものの、当該市町村からは、更生保護は国の施策であるため国の出先機関に要請すべきとして提供を断られた。このため、保護観察所と協議して、更生保護施設と交渉した結果、1年程度の期限付で更生保護施設内のスペースを無償使用することが認められ、同施設内にサポートセンターを設置することとなった。その後、再度、市町村に提供を要請したところ、市町村の施設の提供を得て同施設内にサポートセンターを設置することができた。

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

調査対象とした68保護司会のうち平成28年度末までにサポートセンターを設置している41保護司会における29年度のサポートセンター運営経費の支出状況をみると、事務所借料については、表3-(1)-イ-(7)-⑤のとおり、設置場所別では、公的機関の施設内に設置している38保護司会のうち10保護司会(2割超)に支出実績があり、最高額は約31万円であった。一方で、民間ビル等内に設置している3保護司会全てに支出実績があり、最高額は約76万円であった。

このように、公的機関の施設内に設置している保護司会には、無料で場所の提供を受けている保護司会がみられたが、借料を支払っている保護司会もみられた。

なお、借料を支払っていても民間ビル等より比較的低額となっていた。

表 3-(1)-イ-(7)-⑤ サポートセンターの事務所借料の支出状況 (平成29年度)

(単位：保護司会、%)

設置場所	支出あり	(支出額)			支出なし
		(最高額)	(平均額)	(最低額)	
公的機関の施設	10 (26.3)	311,040 円	134,405 円	57,000 円	28 (73.7)
民間ビル等	3 (100)	755,952 円	651,984 円	600,000 円	0 (0)

(注) 1 保護司会への実地調査の結果による。

2 支出額はいずれも年額である。

3 () 内は、平成28年度末までにサポートセンターを設置している「公的機関の施設」38保護司会、「民間ビル等」3保護司会に占める割合である。

このほか、光熱水料等についても、表3-(1)-イ-(7)-⑥のとおり、公的機関の施設内に設置している保護司会、民間ビル等内に設置している保護司会の多くで支出がみられた。

このように、サポートセンターの開設後の運営経費については、事務所借料、光熱水料等のいずれも、無料とは限らないことは公的機関の施設内の設置でも同様であった。

表 3-(1)-イ-(7)-⑥ サポートセンターの光熱水料等の支出の有無（平成 29 年度）

（単位：保護司会、％）

設置場所	支出あり	支出なし
公的機関の施設	30 (78.9)	8 (21.1)
民間ビル等	2 (66.7)	1 (33.3)

(注) 1 保護司会への実地調査の結果による。

2 光熱水料等には、事務所光熱水料、事務所維持管理費が含まれる。

3 () 内は、平成 28 年度末までにサポートセンターを設置している「公的機関の施設」38 保護司会、「民間ビル等」3 保護司会に占める割合である。

48 設置保護司会の担当区域をみると、表 3-(1)-イ-(7)-⑦のとおり、21 保護司会は複数の市町村を担当としており、最多で 9 市町村を担当としている保護司会がみられた。

上記のとおり、基本的には 1 保護司会につきサポートセンターは 1 か所の設置であるため、担当区域が広い保護司会においては、自宅等からサポートセンターが遠くなる保護司はおのずと存在することとなる。

表 3-(1)-イ-(7)-⑦ 設置保護司会が担当とする市町村数

（単位：保護司会）

区分	1 市町村	複数市町村		
			2 市町村	3 市町村以上
保護司会	27	21	9	12

(注) 1 調査の結果による。

2 「1 市町村」の 27 保護司会のうち、政令指定都市内の 9 保護司会は 1 行政区を担当としている。

（サポートセンターの開所時間）

48 設置保護司会のサポートセンターの開所日時をみると、表 3-(1)-イ-(7)-⑧のとおり、41 保護司会（8 割超）が平日のみの昼間（9 時から 18 時までの間）であった。一方で、土曜日や日曜日にも開所している 7 保護司会（公的機関の施設 6・民間ビル等 1）がみられ、この中には、夜間（18 時以降）にも開所している 1 保護司会（公的機関の施設 1）がみられた。このほか、事前予約等により通常の開所時間外でも利用可能としている保護司会（24 保護司会（公的機関の施設 18・民間ビル等 6））もみられた。

このようにサポートセンターの 8 割超が平日のみの昼間に開所している一方、保護司の約 4 割が平日夜に、約 2 割が土日祝日に保護観察対象者との面接を行っており（上記図 3-(1)-イ-(7)-⑨参照）、サポートセンターの開所日時と保護司が面接を行う時間帯にはかい離がみられる。

表 3-(1)-イ-(7)-⑧ 設置保護司会のサポートセンターの開所日時

(単位：保護司会、%)

開所日時	保護司会		
	保護司会	公的機関 の施設	民間ビル 等
平日（月～金）：昼間	37 (77.1)	32	5
平日（月・水・金）：昼間	4 (8.3)	3	1
平日（月～金）＋土曜日：昼間	5 (10.4)	4	1
平日（月～金）＋土曜日：昼間・夜間（20時 まで）	1 (2.1)	1	0
平日（月・火・木・金）：昼間 ＋第2・第4日曜日：昼間	1 (2.1)	1	0

平日のみ
41 (85.4)

平日
＋土・日
7 (14.6)

(注) 1 保護観察所及び保護司会への実地調査の結果による。

2 「開所日時」欄の「昼間」は、9時から18時までの間の開所であり、「夜間」は18時以降の開所である。

3 表中の時間帯のほか、24 保護司会（公的機関の施設 18、民間ビル等 6）では、事前予約等により時間外でも利用可能としている。

4 ()内は、48 設置保護司会に占める割合である。

(サポートセンターの面接利用での改善に関する保護司からの意見・要望)

実地調査において、サポートセンターを面接に利用していない保護司 78 人から、改善策についての意見を聴取したところ、「地方公共団体との連携を強化し、保護観察対象者と面接する際に、地方公共団体の出先機関を気軽に利用できるようにしてほしい」など、サポートセンター以外にも面接場所の確保を望む意見や、「面接は、仕事との関係で 18 時以降に設定することが多いが、サポートセンターは、17 時までしか利用できないため面接では利用できない。面接で利用するためには、これが改善され使いやすいものとする必要がある」など、サポートセンターの開所時間の見直しを望む意見も聴かれた。

[サポートセンターを面接に利用していない場合の改善策についての保護司の意見・要望]

- ・ 地方公共団体との連携を強化し、保護観察対象者と面接をする際に、地方公共団体の出先機関を気軽に利用できるようにしてほしい。
- ・ サポートセンターは、保護区内に 1 か所しか設置されていないため、分区単位で面接場所としての支部のようなものがあると良い。
- ・ 保護観察対象者が昼夜逆転の生活をしていて（夜間に仕事をしている）ため、サポートセンターの開所している時間帯での面接はできなかった。対象者等が就労している場合、土曜日・日曜日・夜間に使用できる環境が必要と考える。
- ・ 面接は、仕事との関係で 18 時以降に設定することが多いが、サポートセンターは、17 時までしか利用できないため面接では利用できない。面接で利用するためには、これが改善され使いやすいものとする必要がある。

(注) 保護司への実地調査の結果による。

(保護司の要望を踏まえた保護司会による取組)

48 設置保護司会におけるサポートセンターの利用状況を踏まえた運営の見直しなどの取組状況について調査したところ、「サポートセンターが自宅や保護観察対象者宅から遠くて面接では活用しづらい」などの保護司からの要望等を踏まえ、市町村に依頼するなどして、保護区内にサポートセンターの分室を設置した例（1 保護司会（上記表 3-(1)-イ-(7)-③参照））や、サポートセンターとは別に一時的に面接に利用できる場所を確保した例（3 保護司会）がみられた。

なお、後者の例では、保護司会によると、自宅を面接場所として利用できない保護司から好評を得ているとしている。

また、「サポートセンターの開所時間外にも面接等で利用したい」などの保護司からの要望等を踏まえ、平日夜間や土日祝日にもサポートセンターを利用できるようにするなど、サポートセンターの開所時間を見直した例（4 保護司会）がみられた。

〔保護司会においてサポートセンターの利用状況を踏まえて面接場所を複数確保する見直し等の取組を行った例（主なもの）〕

1	<p>○サポートセンターの分室を設置した例</p> <p>更生保護施設内にサポートセンターを設置していたが、当保護司会の支部は保護司が多い地域で、既存のサポートセンターとは距離が離れており利用しづらかったため、市町村に対し市町村有施設の提供を要請したところ、市町村庁舎内の一室の提供を受けることができたため、サポートセンターの分室として設置した。</p>
2	<p>○一時的に面接に利用できる場所を確保した例</p> <p>市町村有施設内にサポートセンターを設置していたが、保護司から「<u>サポートセンターが自宅や保護観察対象者宅から遠くて面接では活用しづらい</u>」との意見があったため、常設されているサポートセンターのほか、公共施設の管理者に依頼し、一時的に「移動サポートセンター」として面接に利用できる場所を5か所確保した。</p> <p>なお、移動サポートセンターについては、面接に自宅を利用できない保護司から好評を得ており、面接等に利用可能な公共施設を更に増やしてほしいとの意見が挙がっている。</p>
3	<p>市町村有施設内にサポートセンターを設置していたが、保護区が広いこともあり、保護区西部にも設置ニーズが高まってきたことから、市町村の出張所内に、保護司は常駐せず、必要なときに面接等に利用できる保護司会専用スペースを確保した。</p>
4	<p>遠方の保護司のためにサポートセンター以外の場所でも面接できるように市町村に交渉した結果、市町村庁舎の一室を利用（有料）できるようにした。</p>
5	<p>○サポートセンターを土日にも開所した例</p> <p>市町村有の施設内にサポートセンターを設置しており、設置当初の開所日は平日のみであったが、サポートセンターで面接を行う場合、平日に仕事をしている保護観察対象者は仕事を休まなければならないため、市町村や入居している他の団体に説明し、了解を得て平成28年頃から日曜日にも開所することとした。</p>

6	<p>サポートセンター設置当初の開所日時は、月曜日から金曜日までの10時から16時までであったが、保護司から時間外にも面接等で利用したいとの要望があったため、平成28年度からは平日に加え土曜日の同じ時間帯も開所することとした。また、夜間や日曜日、祝日でも事前申請を行えば利用できるようにサポートセンターの設置場所の提供者(NPO法人)と調整しており、30年度(10月末まで)における面接での利用人数33人のうち、少なくとも25人は時間外に利用している。保護観察対象者は平日日中に仕事をしており、面接は夜間や日曜日に行わざるを得ないため、時間外に利用できることはメリットがあると認識している。</p>
---	---

(注) 保護司会への実地調査の結果による。

(サポートセンターの利用状況を踏まえた保護観察官からの意見)

調査対象とした保護観察所においては、保護観察対象者との面接でのサポートセンターの利用が低調であることについて、設置場所等に原因があると認識している保護観察官もみられた。このうち、1保護観察官からは、その解決策として、広域の保護区では保護観察対象者との面接を行う拠点が複数あってもよいとする意見が聴かれた。

〔保護観察対象者との面接でのサポートセンターの利用が低調なことに対する保護観察官からの意見〕

- ・ 担当する保護区は市町村域が広く、保護司の自宅や保護観察対象者の帰住先から遠いため、サポートセンターを利用しにくい状況にあるほか、市町村の協力を得て、面接場所として市町村役場や市町村が小学校区ごとに設置している地区センター(公民館)等を利用する保護司もいるためと考える。(富山保護観察所保護観察官)
- ・ 市町村の面積が広く、サポートセンターを利用しているのは、近接の保護司のみであり、サポートセンターまで出向く手間を考慮して、大部分の面接は、保護司の自宅で行われているため。また、市町村の面積が広いため、面接を行う拠点は、複数あってもよいと考える。(大阪保護観察所保護観察官)
- ・ サポートセンターは公的施設の中に設けられており、時間外でも使えないことはないと思うが、警備の関係などで施設管理者への手続が必要となること、企画調整保護司の同席が必要であることなど、平日昼間以外の使用には制約があるため、日中に仕事がある保護観察対象者との面接には使にくいのではないかと。(鳥取保護観察所保護観察官)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

以上のような状況がみられたものの、法務省本省や調査対象とした保護観察所においては、保護司会が、保護司のニーズに応じて、サポートセンター以外に一時的な面接場所を確保した例や、サポートセンターの開所時間が見直された例などを把握・分析し、保護司会に提供するなど面接場所の確保のための改善や解決に向けた取組はみられなかった。